

第1章 都市計画決定権者等の名称及び主たる事業所の所在地

1.1. 都市計画決定権者の名称及び主たる事業所の所在地

名 称：沖縄県
代表者氏名：沖縄県知事 翁長雄志
所 在 地：沖縄県那覇市 泉崎 1-2-2
担 当：土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班
連 絡 先：電話 (098-866-2408)、FAX (098-866-5938)、E-mail (aa065005@pref.okinawa.lg.jp)

1.2. 配慮書事業者の名称及び主たる事業所の所在地

名 称：沖縄県
代表者氏名：沖縄県知事 翁長雄志
所 在 地：沖縄県那覇市 泉崎 1-2-2
担 当：土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班
連 絡 先：電話 (098-866-2408)、FAX (098-866-5938)、E-mail (aa065005@pref.okinawa.lg.jp)

本事業は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第5項に規定する都市施設として、同法の規定により沖縄県が決定権者として都市計画決定を行なうことを予定している。

このことから、沖縄県環境影響評価条例（平成12年12月27日条例第77号）第41条の2の規定により配慮書事業者が行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、県が当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者に代わるものとして、当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うこととなる。

○沖縄県環境影響評価条例（平成12年12月27日条例第77号）抜粋

第41条の2 配慮書対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、第4条の2から第4条の8までの規定により配慮書事業者が行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、当該都市計画の決定又は変更をする者が同法第15条第1項に規定する県であるときは、第3項、第44条の2及び第45条の2に定めるところにより、県が当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者に代わるものとして、当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第4条の3第2項、第4条の8第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

2 配慮書対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、第4条の2から第4条の8までの規定により配慮書事業者が行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、当該都市計画の決定又は変更をする者が同法第15条第1項に規定する市町村又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第1項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村であるときは、次項、第44条の2及び第45条の2に定めるところにより、当該市町村が当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者に代わるものとして、当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができるものとする。この場合において、前項後段の規定を準用する

